

第13期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - 「会社の支配に関する基本方針」
 - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社ファンペップ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、第13期定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社の役員及び従業員に周知徹底を図る。
 - b. コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
 - c. 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - d. 「内部通報規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

- ③ 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制
 - a. 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
 - b. リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
 - b. 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度予算を策定する。経営計画及び年度予算を達成するため、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。
 - b. 当社は、当社の子会社においてもリスク管理規程にしたがったリスク管理を徹底し、リスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
 - c. 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループにおける位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。
 - d. 当社は、当社の子会社においてもコンプライアンス規程の対象に含めてその遵守を指導する。また、子会社を管理する担当部門を管理部とし、子会社の業務執行について管理監督を行う。
さらに、内部監査担当部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- ⑥ 監査役の職務を補助する従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。
 - b. 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属する。また、当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受ける。
 - b. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める。
 - c. 取締役及び従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
 - d. 上記c. の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
 - b. 監査役は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
 - c. 監査役は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- a. 当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取り組むこととする。
 - b. 警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当社の経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定と業務執行の監督を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を17回実施しております。

② 監査役の監査体制

当社の監査役会は、監査役3名（すべて社外監査役）で構成され、毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、取締役会等の重要会議への出席、各部門への往査、重要書類の閲覧、担当者へのヒアリング等により、経営に対する適切な監視と効率的な監査を実施しております。なお、当事業年度におきましては、監査役会を13回実施しております。

③ 内部監査の実施

内部監査担当者は、業務の効率性や各種規程、職務権限に基づくけん制機能、コンプライアンス等の観点から、当事業年度において、全部門を対象とした内部監査を実施しております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

④ コンプライアンス及びリスク管理

当社のリスク管理体制としては、取締役会等の重要会議を通じて、情報収集やリスクの共有を図ることで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスについては、当事業年度において、コンプライアンス委員会を2回開催しており、取締役及び従業員への啓蒙活動を行っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来配当を実施しておらず、また、今後も多額の先行投資を行う研究開発活動を計画的に実施していくため、当面は内部留保に努めることとし、配当は実施せず、研究開発活動の継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、利益配当も検討する所存であります。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,308,957	1,073,490	△1,844,406	△1	2,538,038
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	407,211	407,211			814,422
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△1,911,527		△1,911,527
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					—
当連結会計年度変動額合計	407,211	407,211	△1,911,527	—	△1,097,105
当連結会計年度末残高	3,716,168	1,480,701	△3,755,934	△1	1,440,933

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	9,439	2,547,478
当連結会計年度変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		814,422
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)		△1,911,527
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	13,760	13,760
当連結会計年度変動額合計	13,760	△1,083,345
当連結会計年度末残高	23,199	1,464,133

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社ファンペップヘルスケア

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価額のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 製品 個別法に基づく原価法
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	5年～8年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
契約関連無形資産	13年

③ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、医薬品等の研究開発を行っており、ライセンス契約等に基づく契約一時金、開発マイルストーン、研究開発協力金、ロイヤリティー、販売マイルストーン及び製品供給収入を得ております。

ライセンス契約等における契約一時金、開発マイルストーン、販売マイルストーンは、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で売上収益として認識しております。履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、予想される契約期間等の一定期間にわたり売上収益として認識することとしております。

研究開発協力金は、履行義務が一時点で充足される場合はその時点で収益を認識しております。

知的財産のライセンス供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤリティーは、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

製品供給収入は、製品を引き渡すことを履行義務としており、当該履行義務は、製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

13年間で均等償却することとしております。

なお、当連結会計年度において、のれんについて減損損失を計上しており、期末残高はありません。

ロ. 繰延資産の処理方法

・ 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

ハ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 24,961千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額6,104千円が含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 40,563,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 45,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金については、安全性の高い短期的な預金等の運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額29,970千円）は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	6,683 千円	5,337 千円	△1,345 千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－ 千円	5,337 千円	－ 千円	5,337 千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値で評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
契約一時金	－ 千円
開発マイルストーン	－ 千円
研究開発協力金	－ 千円
ロイヤリティー	－ 千円
販売マイルストーン	－ 千円
製品供給収入	314 千円
顧客との契約から生じる収益	314 千円
その他の収益	－ 千円
外部顧客への売上高	314 千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	330,000 千円	330,000 千円

(注) 契約負債は、連結貸借対照表において流動負債の「前受金」に計上されており、その内容は、オプション契約に基づいて顧客から受け取った契約一時金収入であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	－ 千円
1年超	330,000 千円
合計	330,000 千円

(注) 契約負債に係る収益の認識時期は、オプション契約に基づく顧客のオプション権行使のタイミングに依存するため、1年以内に収益が認識される可能性があります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 35.52 円

(2) 1株当たりの当期純損失 (△) △50.20 円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

固定資産の減損に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、事業環境の変化及び将来の事業計画の見直し等を踏まえ、回収可能性について検討を行った結果、減損の兆候が認められた資産又は資産グループについて減損処理を行いました。減損処理の対象となった資産は、のれん、契約関連無形資産、建物附属設備、工具、器具及び備品等であり、当連結会計年度に計上した減損損失の合計額は377,620千円であります。また、その主な内訳は、のれんが95,850千円、契約関連無形資産が275,498千円であります。

なお、これらの資産については、関連する事業又は開発品群を単位として資産のグルーピングを行い、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に基づき、減損の兆候の判定及び減損損失の認識の検討を行っております。さらに、事業計画の進捗状況等を踏まえ、売上予測、ロイヤリティ料率及び割引率等の重要な仮定を用いて将来の回収可能性を検討しております。その結果、当連結会計年度においてこれらの仮定の見直しを行い、減損処理を実施したことから、当連結会計年度末における関連資産の帳簿価額は当該減損処理を反映した金額となっております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	3,308,957	1,073,490	△1,761,479	△1	2,620,965
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	407,211	407,211			814,422
当期純損失 (△)			△1,994,454		△1,994,454
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	407,211	407,211	△1,994,454	—	△1,180,032
当期末残高	3,716,168	1,480,701	△3,755,934	△1	1,440,933

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	9,439	2,630,405
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		814,422
当期純損失 (△)		△1,994,454
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	13,760	13,760
当期変動額合計	13,760	△1,166,272
当期末残高	23,199	1,464,133

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価額のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	5年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品等の研究開発を行っており、ライセンス契約等に基づく契約一時金、開発マイルストーン、研究開発協力金、ロイヤリティー、販売マイルストーン及び製品供給収入を得ております。

ライセンス契約等における契約一時金、開発マイルストーン、販売マイルストーンは、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で売上収益として認識しております。履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、予想される契約期間等の一定期間にわたり売上収益として認識することとしております。

研究開発協力金は、履行義務が一時点で充足される場合はその時点で収益を認識しております。

知的財産のライセンス供与に対して受け取る対価が売上高又は使用量に基づくロイヤリティーは、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、売上収益として認識しております。

製品供給収入は、製品を引き渡すことを履行義務としており、当該履行義務は、製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる事項

① 繰延資産の処理方法

・株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	56,346千円
関係会社株式評価損	393,095千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2022年10月に株式会社ファンペップヘルスケアを子会社化しており、取得時の関係会社株式の取得原価には、企業結合時に連結貸借対照表上の契約関連無形資産及びのれんとして計上された超過収益力が反映されておりました。

その後の事業計画の進捗状況等を踏まえ、売上予測、ロイヤリティー料率及び割引率等の重要な仮定について見直しを行った結果、当事業年度において関係会社株式の実質価額が帳簿価額に対して著しく低下していると判断されたため、関係会社株式について減損処理を行いました。これにより、当事業年度末における関係会社株式の帳簿価額は、当該減損処理を反映した金額となっております。

事業計画及びその前提となるこれらの仮定については、経営者の最善の見積りによって決定しておりますが、将来の研究開発の進捗等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 24,961千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額6,104千円が含まれております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引 1,200千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 12株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、税務上の繰越欠損金、知的財産権の償却に係る損金算入限度超過額等ですが、その全額について評価性引当額を計上しております。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度から「防衛特別法人税」が課税されることとなりました。これに伴い、当社は当該税制改正を反映した法定実効税率を用いて繰延税金資産の評価を行っておりますが、当該税率変更に伴う税率差異及びその影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ファンペップ ヘルスケア	所有 直接100%	業務受託	管理業務受託 (注) 2	1,200	未収入金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 管理業務受託に係る取引金額は、取引規模を総合的に勘案し、交渉の上決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	35.52円
(2) 1株当たり当期純損失 (△)	△52.38円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。